⑶　受験手数料
ア　試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより社団法人日本旅行業協会に納付し、払込み又は振込みの際に発給される振替払込受付証明書又は受験手数料払込証明書を受験願書に添付すること。
イ　受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。
⑷　受験票の送付　受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。
6　試験の一部免除
⑴　平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア　平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑵　平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者
ア　平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。
イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑶　平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者
ア　平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。
⑷　平成20年度又は平成21年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修修了者
ア　社団法人日本旅行業協会が平成20年度又は平成21年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者は、4に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成20年度又は平成21年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。
⑸　国内旅行業務取扱管理者有資格者
ア　国内旅行業務取扱管理者有資格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑴及び⑶の科目について試験の免除を受けることができる。
イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証の写し若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写しを添付すること。
⑹　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者
ア　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成20年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証の写し若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写し及び平成20年度又は平成21年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。
⑺　国内旅行業務取扱管理者有資格者で平成20年度又は平成21年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修修了者
ア　国内旅行業務取扱管理者有資格者で、社団法人日本旅行業協会が平成20年度又は平成21年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の課程を修了した者は、4に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。
イ　上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験合格証の写し若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証の写し及び平成20年度又は平成21年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。
7　受験願書用紙及び試験施行要領の配付　受験願書用紙及び試験施行要領は、社団法人日本旅行業協会本部及び支部事務局で配付する。また、社団法人日本旅行業協会ホームページからダウンロードして入手することもできる。
なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、90円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。
8　合格者の発表　合格者の発表は、平成21年11月27日（金）（予定）に、社団法人日本旅行業協会本部、支部事務局及び社団法人日本旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。
9　合格証の交付　平成21年11月27日（金）（予定）に、全合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。
10　試験事務の代行　この試験の事務は、旅行業法第25条の2第1項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。
名称　社団法人　日本旅行業協会
住所　東京都千代田区霞が関3丁目3番3号　全日通霞が関ビルディング
試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成21年6月26日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
平成21年7月3日
横浜地方法務局長　紺野　清幸
記
氏名　伊藤　　威
所属する司法書士会　神奈川県司法書士会
登録番号　神奈川第1203号
事務所の所在地　横浜市西区花咲町4丁目105番地3アトラス横浜紅葉坂1F
違反行為　他人による業務の取扱い等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成21年6月24日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
平成21年7月3日
岐阜地方法務局長　渡辺　秀喜
記
氏名　小島　清弘
所属する司法書士会　岐阜県司法書士会
登録番号　岐阜第164号
事務所の所在地　岐阜県本巣郡北方町北方3219番地
違反行為　登記申請意思確認義務違反

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の2の規定により公告する。
記
1．商号　株式会社プロフィットアンドアセット
2．本店所在地　東京都千代田区飯田橋四丁目5番16号
3．登録番号　関東財務局長（金商）第1037号
4．行政処分の年月日　平成21年6月25日
5．行政処分の内容　第二種金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成21年6月26日から平成21年9月25日まで停止すること。
平成21年7月3日
関東財務局長　村上　和也